

「地域未来牽引企業」選定実施要領

令和2年2月28日
20200225地第3号

1. 目的

地域経済の中心的な担い手となりうる者を「地域未来牽引企業」として選定する。

2. 選定者

経済産業大臣が、選定する。

3. 選定方法

以下のいずれかの方法による。選定に当たっては、外部有識者の検討結果を踏まえる。

(1) 民間調査会社が保有するデータベースを基に選定を行う（データ部門）

(2) 地方公共団体等の関係機関からの推薦を基に選定を行う（推薦部門）

それぞれの具体的な選定基準は、別紙のとおりとする。

4. 被選定者の要件

以下の全ての要件に該当すること。

(1) 法人格を有すること。

(2) 財務・経営状況の健全性が確保されていること。

(3) 会社更生法に基づく会社更生手続、民事再生法に基づく民事再生手続又は破産法に基づく破産手続を開始していないこと。

(4) 重大な法令違反がないこと。

(5) 選定時点において、被選定事業者が被告又は被告人として訴訟当事者となっていないこと。

(6) 選定時点において、被選定事業者の役員が被告人として訴訟当事者となっていないこと。

(7) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(8) (7) の他、公序良俗に反する行為をしていないこと。

(9) 選定されることについて、同意があること。

5. 被選定者に求められる取組

被選定者は、以下の取組を実施することが求められる。

(1) 経済産業省が示す類型の選択と目標の設定を行うこと。

(2) (1) の目標達成に向け、事業活動に取り組むこと。

(3) 地域未来牽引企業の事業活動に関し、経済産業省が実施する調査等に協力すること。

6. 地位の承継

以下のいずれかの事由により、被選定者の事業活動を他の者が実施することとなったときは、当該他の者は、被選定者における地域未来牽引企業の地位を承継できる。この

場合において、地域未来牽引企業の地位を承継した者は、2. に定める経済産業大臣による選定を受けたものとみなして、この要領の規定（9. の規定を除く。）を適用する。

- (1) 被選定者が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させる場合又は分割により設立する他の会社に承継させる場合であって、当該被選定者の主たる事業を当該他の会社が実施するとき。
- (2) 他の会社との合併により被選定者が消滅し、当該被選定者の権利義務の全部を合併後存続する他の会社に承継させる場合又は合併により設立する他の会社に承継させる場合であって、当該被選定者の主たる事業を当該他の会社が実施するとき。

7. 選定の取消し

以下のいずれかに該当する場合、経済産業大臣は、選定を取り消すことができる。

- (1) 被選定者が4. のいずれかの要件に該当しなくなった場合。
- (2) 被選定者による5. (1) 及び(2) の取組状況が十分でないと認められる場合。
- (3) 被選定者又はその役員の行為が、「地域未来牽引企業」として適切でないと認められる場合。

8. 選定の有効期間

令和6年度末までとする。

なお、期間内において、5. の取組状況等について、中間的な評価を行う。

9. その他

被選定者には、経済産業大臣から、「地域未来牽引企業」の選定証を交付する。

附 則

この要領は、令和2年2月28日から施行する。

この要領の施行の際、現に20170522地第16号に基づき選定されている「地域未来牽引企業」に対するこの要領の規定による選定の取消しに関しては、この要領の施行前に生じた事由については、なお、従前の例による。

附 則（令和4年3月1日20220214地第1号）

この要領は、令和4年3月1日から施行する。ただし、別紙の改正規定は、同年4月4日から施行する。

[別紙]

「地域未来牽引企業」選定に関する基準

「地域未来牽引企業」選定実施要領「3. 選定方法」の別紙で定める選定基準は、下記のとおりとする。

記

1. データ部門

以下の基準を満たす事業者を選定する。

(1) 民間調査会社が保有するデータベースに搭載されている事業者の以下に掲げる情報をもとに、都道府県ごとに、全事業者の中での当該事業者の位置づけを偏差値化した結果、各都道府県で上位に位置すること。

- ① 売上高
- ② 営業利益
- ③ 従業員数
- ④ 当該事業者が所在する都道府県外での販売額
- ⑤ 当該事業者が所在する都道府県内からの仕入額

(2) 以下のいずれの要件にも該当しないこと。

- ① 一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従い、決算書類を作成していない。
- ② 決算が3期分揃っていない。
- ③ 直近決算で、債務超過となっている。
- ④ 直近決算で、売上高が10億円未満となっている。
- ⑤ 直近決算で、売上高が1千億円以上又は資本金が10億円以上となっている。
- ⑥ 東京証券取引所プライム市場に上場している。
- ⑦ ⑤又は⑥に該当する事業者に発行済み株式の50%以上を保有されている。
- ⑧ 直近決算の営業利益又は従業員数が2期前と比べ減少している。
- ⑨ 直近決算の営業利益がマイナスとなっている。

2. 推薦部門

以下の基準を満たす事業者を選定する。

- (1) 推薦者による以下に掲げる情報をもとに、当該事業者の事業の特徴、地域貢献期待等を総合的に勘案した結果、地域経済の牽引役となることが期待されること。

審査項目	審査の視点
事業の特徴	<ul style="list-style-type: none">・地域特性をうまく活用しているか・新規性、独創性はあるか・成長性はあるか・その他、事業の特徴に関する事項
経営の特徴	<ul style="list-style-type: none">・経営者に特筆すべき点はあるか・経営手法に優れた点はあるか・その他、経営の特徴に関する事項
地域貢献期待	<ul style="list-style-type: none">・地域内の事業者との取引額の増加・地域内の事業者の売上げの増加・地域内の事業者の雇用者数又は給与支払額等の増加・その他、地域貢献期待に関する事項

※推薦者は、地方公共団体（都道府県、市区町村）、経済団体（全国商工会連合会、商工会連合会、商工会、日本商工会議所、商工会議所、全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、都道府県商店街振興組合連合会）、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫、農林中央金庫）、独立行政法人、国立研究開発法人、報道機関、その他中小企業等経営強化法に基づき認定された経営革新等支援機関などのうち、被推薦者の地域における事業活動や経営の状況等を把握し、「地域未来牽引企業」として選定されうる事業者を適切に推举できる者とする。

- (2) 以下のいずれの要件にも該当しないこと。

- ① 一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従い、決算書類を作成していない。
- ② 決算が3期分揃っていない。
- ③ 直近決算で、債務超過となっている。

- ④ 直近決算で、売上高が 1 千億円以上又は資本金が 10 億円以上となっている。
- ⑤ 東京証券取引所プライム市場に上場している。
- ⑥ ④又は⑤に該当する事業者に発行済株式の 50%以上を保有されている。

※一般に公正妥当と認められる会計処理の基準とは、以下のものをいう。

- ・企業会計基準委員会が公表する会計基準（「企業会計基準」）、企業会計適用指針及び実務対応報告
- ・日本公認会計士協会が公表する実務指針等
- ・米国会計基準（US-GAAP）
- ・国際財務報告基準（IFRS）
- ・日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が公表する「中小企業の会計に関する指針」
- ・中小企業の会計に関する検討会が公表する「中小企業の会計に関する基本要領」（平成 24 年 2 月 1 日）
- ・その他一般に認められる会計実務慣行